

TOPICS: 中小企業に2つの会計処理基準



『中小企業に2つの会計処理基準』

項目	中小企業の会計に関する指針	中小企業の会計に関する基本要領
公表年月	平成17年8月	平成24年2月
関連団体	日本商工会議所 企業会計基準委員会 日本税理士会連合会 日本公認会計士協会	日本商工会議所 企業会計基準委員会 中小企業庁 金融庁
利用対象	中堅企業(会計参与設置会社)	中小企業(小規模)
水準	一定の水準を保つ	簡便な会計処理
特典	信用保証協会等の割引	同左
IFRSとの関係	改定を勘案	影響を受けない
棚卸資産の評価	条件付で最終仕入原価法を容認	最終仕入原価法を容認
有価証券の期末評価	条件付で取得原価	原則、取得原価
税効果会計・組織再編	規定あり	規定なし
税理士会チェックリスト	あり(4頁、詳細)	あり(2頁、簡便)

→「同じ規模の会社でも、志の高い企業は中小指針、無理な会社は基本要領」